

平成29年4月受付開始!!

神戸町創業支援事業補助金制度のご案内

神戸町では、神戸町商工会との連携により、町の産業振興及び活性化を図るため、新たに会社や個人事業主として事業を開始する創業者に対して、「神戸町創業支援事業補助金」を交付します。

対象となる方

町内において新たに創業する方であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと
- (2) 次のいずれかに該当する者であること
 - ア 個人事業主は、事業完了までに町内に事業所を有していること
 - イ 中小企業基本法に規定する小規模事業者は、事業完了までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること
- (3) 神戸町商工会に入会すること
- (4) 創業塾等に参加して、適切な事業計画を有していること
- (5) 補助対象経費について国、県の他の補助金等の交付を受けていないこと

対象とならない方

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制される業種を営む者
- (2) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (4) その他町長が適当でないと認める事業を営む者

補助対象となる経費

交付決定日から創業日までに要した経費のうち次に掲げるもの

- (1) 設備費
- (2) 調査委託費
- (3) 広報費
- (4) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

補助金の額

補助の対象となる経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

補助金の交付申請

- ・ 神戸町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
【添付書類】
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 町税の納付状況を確認できる書類
 - (4) 交付申請者の住民基本台帳法に基づく住民票の写し

- (5) 補助対象経費の内訳を説明する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

補助金の交付決定

審査により適当であると認めるときは、

- ・神戸町創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知

審査により適当でないと認めるときは、

- ・神戸町創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知

実績報告

- ・神戸町創業支援事業補助金実績報告書（様式第4号）

【添付書類】

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書類
- (4) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し
- (5) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主の場合）
- (6) 登記事項証明書の写し（法人登記している場合）
- (7) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）
- (8) その他町長が必要と認める書類

補助金の額の確定

- ・神戸町創業支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知

補助金の請求及び交付

- ・神戸町創業支援事業補助金請求書（様式第6号）により補助金を請求し、交付決定者へ交付する。

交付決定の取消し

交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (4) 交付決定日の翌日から起算して、1年以内に廃業又は町外へ移転したとき

実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

- お問い合わせ 神戸町役場 産業建設課 産業振興係 0584-27-3111
- 申請・受付窓口 神戸町商工会 0584-27-4185